循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)

10, 100百万円(8, 421百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し、 良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一 層の充実・強化を図る。

〇改正内容

(1) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の継続事業化

平成 22 年度から 26 年度にかけて実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO 2 削減対策の促進を図るため、制度を継続事業とする。

(2) 浄化槽情報基盤整備支援事業の創設

人口分散地域における汚水処理施設の早期整備においては、単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換を促進することが最も重要である。しかし、地域において は、高度成長期から急速に普及した単独処理浄化槽の設置状況が把握できておらず、 合併処理浄化槽への転換の大きな障害となっている。

このため、浄化槽台帳システムを整備する事業を実施する場合に、その費用の一部について国庫助成を行い、地域における単独処理浄化槽の設置状況の的確な把握により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、さらに維持管理の向上のための指導への活用を推進する。

2. 事業計画(業務内容)

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。 助成率:1/3(一部事業1/2)、助成先:市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が 進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

- 〇内閣府計上 地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)
- ○復興庁計上 東日本大震災復興交付金 (低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業)

浄化槽情報基盤整備支援事業

(公共) ~浄化槽台帳システム整備費の一部助成~

背景

平成27年度要求額:10,100百万円の一部 (平成26年度予算額:一)

- 〇浄化槽の適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ 正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 〇地域においては、高度成長期から急速に普及した単独処理浄化槽の設置状況の把握が困難。
- ○浄化槽台帳システムの普及にあたっては、構築に係る費用及びノウハウの確保が課題。
- 〇浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

従来の国庫助成制度に、浄化槽台帳システム整備費の一部助成の メニューを追加し、都道府県の浄化槽台帳システムの整備支援を行う

助成内容

〇交付対象:都道府県

○交付要件: 「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づいた事業計画であること

〇交付上限:一都道府県に対して1,000万円(定額)を上限

目標

浄化槽の適正な維持管理の確立や 地域における災害対応力の強化を図る